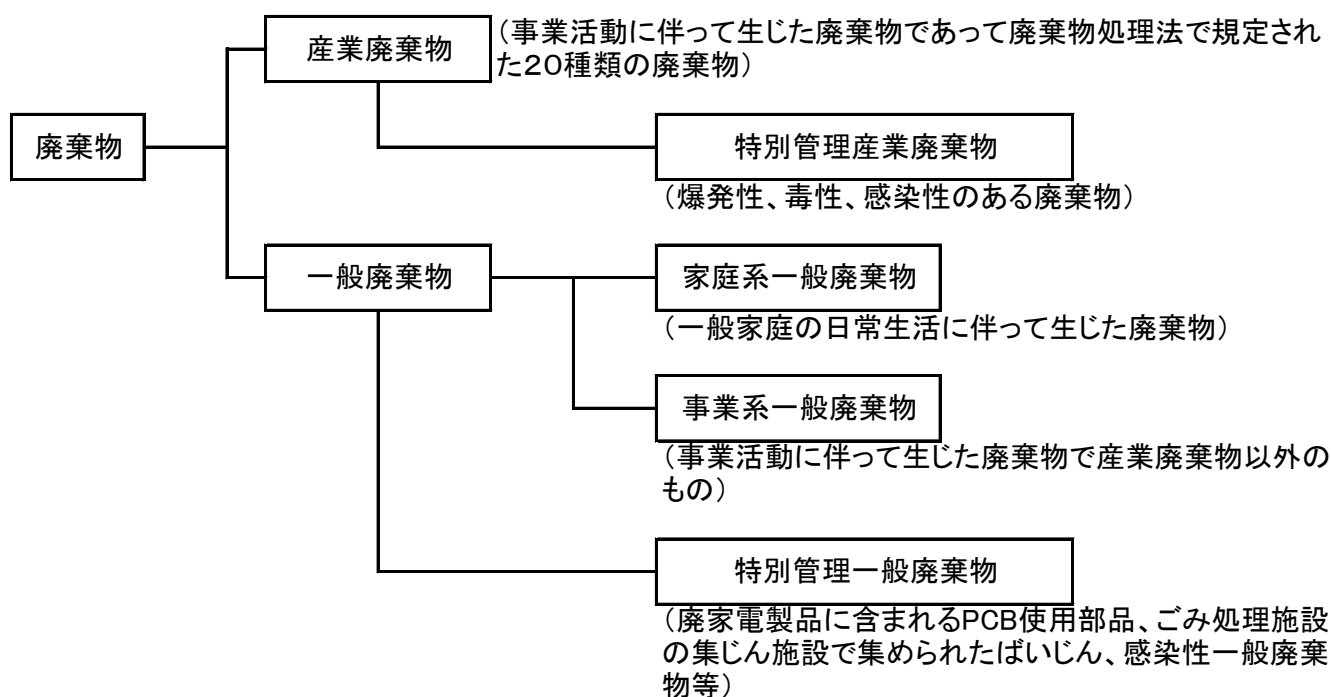


## 廃棄物の分類



○事業系ごみとは、事業活動に伴って生じたごみで、事業活動とは事務所、店舗、飲食店、工場、農業、漁業など営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスを行っている事業も含まれます。

○事業活動に伴って排出される廃プラスチック類は、業種に関わらず全て産業廃棄物に該当するため、産業廃棄物収集運搬許可を有する業者に収集委託してください。

○下記の区分例を参考に一廃(事業系一般廃棄物)の区分に該当するものは清掃センターに持ち込むことができます。

### 産業廃棄物の種類と事業系一般廃棄物の区分例

(一廃…一般廃棄物、産廃…産業廃棄物)

種類	具体的な対象例	排出事業所例	区分	
			一廃	産廃
燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物(すす)等	全事業所(浴場、焼肉店、事務所等)		●
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
汚泥	工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状の物	全事業所(工場、飲食店、旅館等)		●
廃油	エンジン油などの鉱物性油、溶剤等	全事業所(ガソリンスタンド、塗装業等)		●
廃酸	酸性の廃液を含むもので写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所(写真現像所、食品製造業等)		●
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●

種 類	具体的な対象例	排出事業所例	区 分	
			一 廃	産 廃
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイ等	全事業所		●
	飲食店等で客に提供したプラ容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店等		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当等のプラ製容器包装、プラ製品、ビニール袋、包装材、発泡トレイ、ペットボトル等	会社事務所等	●	
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		●
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品等	会社事務所等	●	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスびん	会社事務所等	●	
鉱さい	炉の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		●
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●
ばいじん	ばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●
産業廃棄物を処分するために処理したもの	コンクリート固化物等	廃棄物処理施設等		●
紙くず	包装材、段ボール、壁紙等	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)		●
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業		●
	新聞紙、雑誌、段ボール、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙等	会社事務所、スーパー、飲食店等	●	
木くず	型枠、足場材、建具工事の残材、伐根・伐採材、木造解体材等	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)		●
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業		●
	木製机、テーブル、椅子、梱包材等	会社事務所、飲食店等	●	
	物品賃貸業に係る廃木製品			●
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業	●	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		●
木製パレット(パレットに固定された木製の構築物を含む)	全事業所		●	

種 類	具体的な対象例	排出事業所例	区 分	
			一 廃	産 廃
繊維くず	廃ウェス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	繊維製品製造業	●	
	合成繊維くずは廃プラスチック類	繊維製品製造業、製糸業、紡績業		●
	布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	●	
動植物残さ(生ごみ)	魚、獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、精穀・製粉業、豆腐製造業等		●
		卸売市場、飲食店、スーパー、精肉店、小売店、ホテル等	●	
動植物性固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		●
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット、動物園等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	
動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●